

定額給付金・子育て応援特別手当

子育て応援特別手当とは

平成20年度限りの緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)で第2子以降の子一人につき、36,000円を支給するものです。

定額給付金とは

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行い、住民に広く給付することで、地域の経済対策を目的としたものです。給付対象者一人につき12,000円(ただし、基準日において65歳以上の方および18歳以下の方については、一人につき20,000円です。)を給付するものです。

給付(支給)対象者は

給付(支給)対象者は、平成21年2月1日(基準日)において次のいずれかに該当する方です。

阿久比町の住民基本台帳に登録されている方

阿久比町の外国人登録原票に登録されている方

問い合わせ先 定額給付金 総務部総務課 ☎(48)1111(内237)

子育て応援特別手当 民生部住民福祉課 ☎(48)1111(内226)

申請および給付(支給)の流れ

給付および支給までの手続きなどは、次のとおりです。

阿久比町から受給権者(世帯主)の方宛に、申請書などを郵送します。

注) 子育て応援特別手当については、申請書が郵送されなくても対象となる場合(別居の子どもがいる場合など)もありますので4月になってから役場住民福祉課に問い合わせてください。



受給権者(世帯主)の方は、申請書に必要事項を記入の上、次の添付書類を添えて、申請書に同封の返信用封筒に入れ、早めに役場まで返送してください。申請期間は受け付け開始から6カ月(平成21年4月1日~10月1日を予定)となっています。

〔添付書類〕

ア 原則写真付きの公的身分証明書(運転免許証、住基カードなど)の写し

イ 受給権者(世帯主)名義の金融機関の通帳(口座名と口座番号のわかるもの)の写し



提出された書類の審査を行い、指定された口座へ振り込みにより給付(支給)します。定額給付金の振り込みは4月下旬から順次行う予定です。子育て応援特別手当の初回振り込みは5月中旬~下旬を予定しています。

支払い方法は、口座振込みが原則となります。

なお、ゆうちょ銀行への口座振り込みは、他の金融機関よりも日数がかかります。

現金による交付は、振り込みによる給付が困難な場合に限りさせていただきます。

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

市町村や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

市町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

その他不審な点がありましたら、半田警察署 ☎(21)110 または役場 ☎(48)1111 まで連絡ください。